

岸和田市男女共同参画推進計画 <平成28年度実施計画推進状況（実績報告）>

【基本課題V】 DV防止対策と被害者支援の仕組みづくり <DV対策基本計画>

基本課題	基本施策	施策の方向	平成28年度実施計画	平成28年度実績報告	担当課	
1. DV被害の早期発見・相談体制の整備充実						
V	1	① ア	DV被害者の早期発見の仕組みづくり	●職員一人ひとりがDVについての知識を身につけ、窓口業務を通じて、DV被害者であるかの一定の判断ができ、相談支援窓口へつないでいける体制を目指す。	DV関連の研修会へ参加したことがない職員については、研修会への積極的な参加や知識取得に努めることで相談支援窓口へ迅速につなげていけるよう試みた。	納税課
V	1	① ア	DV被害者び早期発見の仕組みづくり	●窓口業務を通じてDV被害者からの相談を受けた場合、速やかに支援窓口へ引き継ぎ、早期発見と被害防止に努める。	●窓口業務等を通じてDV被害者からの相談を受けた場合、まずは市民課DV担当で話を聞き支援窓口へ引き継ぎ、早期発見に努めた。	市民課
V	1	① ア	DV被害者の早期発見の仕組みづくり	●DV相談があれば、各関係機関と連絡を取りながら、迅速な対応をおこなう。	正確な件数は把握できていないが、年に数件程度あり、人権推進課や児童育成課等と連携しながら、安全に配慮し、適切かつ迅速な対応をおこなっている。	生活福祉課
V	1	① ア	DV被害者の早期発見の仕組みづくり	●窓口業務でDV被害者から相談があれば、担当課へ連絡し対応を依頼していく。	●窓口業務でDV被害者より相談があれば、DV担当課へ連絡を行い、適切な支援のために相談対応してもらう。	児童育成課
V	1	① ア	DV被害者の早期発見の仕組みづくり	●労働相談等を通じてDV被害者の把握に努める。	労働相談等を通じてDV被害者からの相談があれば、関係機関と連携をとりながら、適切かつ迅速な対応を行える体制を取った。	産業政策課
V	1	① ア	DV被害者の早期発見の仕組みづくり	●市営住宅の既存入居者及びその他の来庁者において、DV被害のおそれがある者が見受けられた場合には、相談・支援窓口を紹介または連絡し、被害の拡大を未然に防ぐ。	●該当する事項なし。	建築住宅課
V	1	① ア	DV被害者の早期発見の仕組みづくり	●課内で窓口対応時に、DV被害の相談があった場合には相談・支援窓口へ繋いでいく。	業務内でDV被害等の相談があれば人権推進課等へ連絡できるよう課内周知に努めた。	上水道工務課
V	1	① イ	DV被害者の早期発見の仕組みづくり	●市内医療機関や虐待対応課等にDV早期発見のための協力依頼をする。	●相談窓口担当者会議で、関係機関が集まりDV被害者の早期発見、支援を図られるよう依頼した。	人権推進課
V	1	① ウ	DV被害者の早期発見の仕組みづくり	●相談窓口の周知…【I-4-①-ア】参照	●【I-4-①-ア】参照 ●女性に対する暴力をなくす運動期間に街頭啓発を行い、相談窓口の周知に努めた。	人権推進課
V	1	① ウ	DV被害者の早期発見の仕組みづくり	●【I-4-①-ア】参照	●DV相談窓口については、女性センターニュース「フレール」、ホームページ、チラシの配布等で周知している。	人権推進課（女性センター）

基本課題	基本施策	施策の方向	平成28年度実施計画	平成28年度実績報告	担当課
V	1	② ア DV被害者の相談体制の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続きDV相談体制を充実させる。 ●DV総合相談窓口として、DV相談室で様々な手続きができるようにする（ワンストップサービスの充実）。 	<ul style="list-style-type: none"> ●DV相談室とDV専用電話の相談件数191件（内、電話相談88件）、弁護士相談月1回実施（4人まで）件数21件 ●DV相談室へ相談に来られた場合は、関係課に協力してもらい、DV相談室で様々な手続きをしている。 	人権推進課
V	1	② ア DV被害者の相談体制の整備・充実	●【I-4-①-ア】参照	●【I-4-①-ア】参照	人権推進課（女性センター）
V	1	② イ DV被害者の相談体制の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> ●DV相談を受けた時には、警察や配偶者暴力相談支援センター（大阪府女性相談センター、大阪府岸和田子ども家庭センター）等の関係機関との連携強化を図る。 ●関係各課による相談窓口担当者会議を開催し、連携を強化する。 	●各課の窓口でDV相談を受けた場合、DV相談窓口へ案内してもらったり、DV相談電話を案内してもらうなどして連携している。また、日ごろから連携が図られるよう、相談窓口担当者会議や庁外ではDVブロック別連絡会で情報交換を行っている。	人権推進課
V	1	② イ DV被害者の相談体制の整備・充実	●男女共同参画担当と連携を強化し、対処する。	●女性センター（女性のための面接・電話相談含む）へのDV被害者に該当する相談は、男女共同参画担当と連携し対処している。	人権推進課（女性センター）
V	1	② ウ DV被害者の相談体制の整備充実	●人権推進課などで実施されるDV研修に参加しDVに関する意識を高め、窓口に来庁された市民からDVと疑われるような相談があった場合は、適切に相談窓口へ引き継ぐ。 ●二次被害防止のため、DV被害者の個人情報加害者に漏れないよう、住所情報などを停止する支援措置を講じ、関係各課とも情報連携を図る。	●男女共同参画研修No6「その恋愛大丈夫？」に2人参加 ●DV及びストーカー行為などの被害者への支援措置として「住民票の写し」及び「戸籍の附票の写し」の交付、閲覧の制限を実施した。申出者66人・併せて支援を求める者95人（3月末現在）	市民課
V	1	② ウ DV被害者の相談体制の整備・充実	●DV対策関連の会議または研修へ参加することにより、相談員の人材育成を図る。	●医療ソーシャルワーカーがDV対策基本計画についての会議に出席し、その内容について院内で共有した。 ●虐待対策委員会を設置し、院内マニュアルの整備などを行った。	経営管理課
V	1	② ウ DV被害者の相談体制の整備充実	●DVに対する認識を高めるため、DV啓発のDVDを上映する課内研修を行う。	人権推進課より借りたDVDを浄水課会議室にて上映し、11人参加で研修を行った。	浄水課
V	1	② ウ DV被害者の相談体制の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> ●講座や研修会へ参加し、相談員の資質の向上を図る。 ●DVに関する正しい知識を習得するとともに、二次被害を防止するため、職員向けの研修会を開催する。 ●既存の制度等を利用し、相談員の心理的ケアに配慮する。 	●相談員の資質向上のため、研修会へ参加：DV被害者の地域支援者養成講座、DVブロック別連絡会、配偶者暴力相談支援センター関係職員研修会等にのべ21日参加。 ●【II-3-②-ア】参照	人権推進課
V	1	② ウ DV被害者の相談体制の整備・充実	●関連施設等で実施されるDV相談関係研修に積極的に参加する。スタッフ間で共有し、DV相談に生かせるよう努力する。 ●二次被害防止と個人情報を保護について、ミーティング等を通じて周知徹底する。	●大阪府男女共同参画・青少年センター主催の研修に参加し、職員のスキルアップに努めた。 ●二次被害防止と個人情報保護については、職員及び面接・電話相談カウンセラーに周知徹底している。	人権推進課（女性センター）

基本課題	基本施策	施策の方向	平成28年度実施計画	平成28年度実績報告	担当課	
2. DV被害者への支援体制づくり						
V	2	① ア	DV被害者の安全確保及び支援体制の強化	●DV及びストーカー行為などの被害者の安全を守るため、支援措置として「税証明」の交付について、職員間で周知徹底を図る。	担当者会議：7/14 2名 税証明の交付時、支援措置対象者の場合は必ず2名で確認をし安全の確保に努めている。	市民税課
V	2	① ア	DV被害者の安全確保及び支援体制の強化	●DV被害により、加害者から身を隠し居住する者には、関係各部署との連携を以てその個人情報等が漏洩することのないよう配慮する。 ●市営住宅は当初住宅難の解消を目的とし、家族向けの供給を前提に設計されていたため、申込資格に「同居親族を伴うこと」が規定されていた。平成24年の条例・規則改正により、単身入居要件を具体的に明示し、その中にDV被害者を含めた。平成25年度から、一般入居募集の際にDV被害者の単身入居を可能とし、情報漏えい等がないように十分に配慮している。	●DV被害者に対し、関係各課と連携し、個人情報が漏えいしないよう配慮した。 ●7月募集に、単身入居要件にDV被害者を含むと明記した。	建築住宅課
V	2	① ア	DV被害者の安全確保及び支援体制の強化	●緊急の場合、大阪府女性相談センターに被害者の一時保護を依頼する。 ●一時保護の際、保護所までの同行支援を行う。 ●関係機関と連携し、加害者に被害者の個人情報が出漏れないよう研修実施などにより徹底する。	●大阪府女性相談センターへの一時保護依頼件数4件。 ●一時保護の際、保護所までの同行支援を行った。 ●関係機関との連携、情報の共有を図り、加害者に被害者の個人情報が漏れないよう努めている。	人権推進課
V	2	① ア	DV被害者の安全確保及び支援体制の強化	●【I-4-①-ア】参照 ●【V-1-②-イ】参照	●【I-4-①-ア】参照 ●【V-1-②-イ】参照	人権推進課（女性センター）
V	2	① イ	DV被害者の安全確保及び支援体制の強化	●職員一人ひとりがDVについての理解をし、被害者の情報の保護等の安全確保に努め、かつ適切な情報提供を行うとともに自立に向けた支援を目指す。	積極的な研修会への参加によるDV理解と被害者情報の保護を念頭に置き、適切かつ安全に配慮した情報提供と自立支援に努めた。	納税課
V	2	① イ	DV被害者の安全確保及び支援体制の強化	●DV被害者の所在情報について、徹底的な保護に努めます。 ●DV被害者保護のため、住所変更に関係なく新たな生活地での介護保険加入について、市町村間で調整を図ります。	●情報保護：随時実施。事務支援システムにおいて「特別事情」に入力するとサイン有。 ●住登外加入等：0件（3/31現在）	介護保険課
V	2	① イ	DV被害者の安全確保及び支援体制の強化	●必要に応じ、一時保護所（シェルター）の確保や生活保護等による支援をおこなう。	DV相談のうち、住居のない方にはシェルターへ案内し、経済面での支援が必要な方には生活保護の申請をしてもらう。また、生活保護家庭で、DVにより世帯を分けるケースが年に数件ある。	生活福祉課
V	2	① イ	DV被害者の安全確保及び支援体制の強化	●DV被害者（母子）が一時保護された後、入所が必要と認められる場合、関係機関と連携し母子生活支援施設の入所及び自立に向けた支援、関係する社会資源の情報提供を行う。	●DV被害者（母子）が一時保護された後、母子生活支援施設の入所が必要と認められる場合、関係機関と連携し入所及び自立に向けた支援を実施していく。	児童育成課
V	2	① イ	DV被害者の安全確保及び支援体制の強化	●ハローワーク等、関係機関と連携し、就労支援を行う。	ハローワーク等、関係機関と連携し、被害者の就労支援ができる体制を取った。	産業政策課

基本課題	基本施策	施策の方向	平成28年度実施計画	平成28年度実績報告	担当課
V	2	① イ DV被害者の安全確保及び支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関と連携し、被害者に対して適切な情報提供及び自立支援を行う。 ●迅速・丁寧な情報提供及び自立支援が行えるよう、各課へ協力を依頼する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●庁内関係課、大阪府女性相談センター、子ども家庭センター、警察などの関係機関と情報を共有し、自立のための支援を行っている。また、日ごろから支援のため関係機関への協力を依頼している。 	人権推進課
V	2	① イ DV被害者の安全確保及び支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●【I-4-①-ア】参照 	<ul style="list-style-type: none"> ●【I-4-①-ア】参照 	人権推進課（女性センター）
V	2	① ウ DV被害者の安全確保及び支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●警察や配偶者暴力相談支援センター（大阪府女性相談センター、大阪府岸和田子ども家庭センター）との連携の強化を図る。 ●関係各課で相談窓口担当者会議を開催し、連携を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●【V-1-②-イ】参照 	人権推進課
V	2	① ウ DV被害者の安全確保及び支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●【V-2-①-ア】参照 	<ul style="list-style-type: none"> ●【V-2-①-ア】参照 	人権推進課（女性センター）
V	2	① エ DV被害者の安全確保及び支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●岸和田市配偶者暴力相談支援センターの設置は保留とするが、引き続き相談支援体制の強化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●岸和田市配偶者暴力相談支援センターの設置は保留とするが、引き続き相談支援体制の強化に努める。 	人権推進課

3. DV根絶に向けての啓発の推進

V	3	① ア DVに関する市民への啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●DVについての理解を深めるための講演会等を開催し、DVに関する啓発を充実させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●【I-4-②-ア】参照 	人権推進課
V	3	① ア DVに関する市民への啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●DV防止の講座等を開催し、広く市民に実態を周知する。 ●DV防止に関する図書・資料・雑誌・ビデオ等の貸出しに注力し、啓発する。 ●【I-4-②-ア】参照 ●【II-2-①-エ】参照 ●【III-3-②-イ】参照 	<ul style="list-style-type: none"> ●【I-4-②-ア】参照 女性に対する暴力をなくす運動期間（11/12～11/25）に合わせて啓発を行った。・11/7～11/29（女性センター内）DV防止啓発パネル展開催・女性センターニュース「フレスール」11月号DV防止講座（デートDV）を掲載し市民へ周知 	人権推進課（女性センター）
V	3	① イ DVに関する市民への啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●男女が平等な関係性を築くことができるよう、各種研修会などを通じて教職員の資質向上に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育担当者会（年2回）を行い、市内幼小中高61名が参加した。人権教育研修（年3回）を行う。1回目は「これからの同和教育の在り方について」をテーマに市内幼小中高61名が参加した。2回目は社会福祉協議会との連携研修を行う。また、在日外国人教育についても研修を行う。市内幼小中高61名が参加した。3回目は、「これからの障がい理解教育について」をテーマに幼小中高の61名が参加した。また、各種研修および校内研修において、教職員の資質向上に取り組んだ。 	人権教育課

基本課題	基本施策	施策の方向	平成28年度実施計画	平成28年度実績報告	担当課
V	3	① イ DVに関する市民への啓発の推進	●デートDV予防啓発冊子、啓発用クリアファイルを学校、地域に配布し、若年層に対しデートDVに関する啓発を行う。	●デートDV予防啓発冊子を高校に配布し(200枚)、若年層に対しデートDVに関する啓発を行った。●10/19、11/6、11/29DV予防啓発講座「その恋愛大丈夫?～恋の危険度チェック～」を開催し、デートDVについて考える機会とした。	人権推進課
V	3	① イ DVに関する市民への啓発の推進	●【V-3-①-ア】参照	●【V-3-①-ア】参照	人権推進課(女性センター)
V	3	① ウ DVに関する市民への啓発の推進	●DV防止に関するチラシの設置、配布の拡充に努め、啓発を図る。	●DVに関連するチラシをセンター内のチラシコーナーに置き、カードタイプのは、女子トイレにそれぞれ設置している。	山直市民センター
V	3	① ウ DVに関する市民への啓発の推進	●DV防止に関するチラシの設置、配布の拡充に努め、啓発を図る。	●DV防止に関するチラシの設置、配布の拡充に努め、啓発を図った。	八木市民センター
V	3	① ウ DVに関する市民への啓発の推進	●DV防止に関するポスター等の掲示、チラシの配布に努め、広く市民にDV防止の啓発をする。	DV関係等のポスターの掲示及びチラシを市民センター内に配架し、相談窓口のちらしを各階女子トイレに掲示し市民への啓発を行った。	桜台市民センター
V	3	① ウ DVに関する市民への啓発の推進	●DV防止のポスター等を、競輪場内の掲示可能な場所に掲示することにより啓発を行う。	岸和田競輪場内のチャイルドルームに、DV相談窓口に関するちらしを掲示している。	公営競技事業所
V	3	① ウ DVに関する市民への啓発の推進	●院内掲示やパンフレットの備え付けにより、来院された市民の方への周知および啓発を行う。	昨年度より引き続き、DV相談窓口の案内カードを院内3ヶ所の患者用女子トイレに設置し、掲示した。1/13時点で残り9枚となっていることを確認したため、追加で100枚設置した。その後3/23時点で、設置した3ヶ所の残数は109枚であることを確認した。	医療マネジメント課
V	3	① ウ DVに関する市民への啓発の推進	●「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、広報や市ホームページ等によるPRを実施するとともに、DV防止のための啓発物品を広く配布するなど、DV根絶に向けた啓発を行う。	●【I-4-②-ア】参照 ●広報きしわだや市ホームページでDV防止等について掲載し、啓発に努めた。	人権推進課
V	3	① ウ DVに関する市民への啓発の推進	●【V-3-①-ア】参照	●【V-3-①-ア】参照	人権推進課(女性センター)